件 名	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 26 年条例第 35 号)
	【改正の概要】
	職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業制度(配偶者同行休業制度)について、休業期間の再度延長ができる「条例で定める特別の事情」を規定する。
	【根拠法】 地方公務員法第26条の6第3項 配偶者同行休業の期間の延長は、 <u>条例で定める特別の事情</u> がある場合を除き、一回に限るものとする。
内容	【新設内容】 「条例で定める特別の事情」として、「延長後の期間満了日以降も配偶者の外国での勤務が引き続くこととなり、その引き続くことが延長請求時には確定していなかったこと」等を規定する。
施行日	公布日
【その他参考事項】	